

退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する件について

2001年7月  
人権委員会

退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する調査委員会の報告および弁護士の見解を受けて、人権委員会としては次の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

申し立て者（西口氏）が97年ごろから第三者に話をしていることから考えると、少なくとも97年ごろ以降、91年あるいは93年のセクシャル・ハラスメント被害に悩んでいたことは明らかとなったが、西口氏の言い分を十分に証明する証拠や証人を得ることはできなかった。かなり年月が経ち、時間の経過とともに詳細な部分についての記憶が不十分になっていることなどから、これ以上の調査を続けることは困難であると思われる。

調査委員会の報告を総合すると、人権委員会としては当該セクシャル・ハラスメントの有無を判断できない状況であるといわざるをえない。

したがって、人権委員会としては、人権擁護特別委員会の設置を要請するに至らないことを結論とする。

なお、慎重をきして会議を重ね、専門家にもご意見を伺うなどしておりましたために、結論に至るまでに時間がかかってしまい、申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

.....  
退職教員からのセクシャル・ハラスメント申し立てに関する「調査」途上で分かった件に関して

二宮先生が、当時の歓送迎会の席上で、女性従業員の体の一部を触る行為を行っていたことが、93年（91年）セクハラ調査の過程で浮上しました。二宮先生自身の証言のほかに、複数の教員が類似行為を目撃し、不愉快な思いをしていました。

二宮先生はそうした行為は、酒の席であり、相手は従業員であり、何ら問題ないと考えていらっしゃるようでしたが、大学の行事の場で、他の教員などもいる中でのそうした行為がもたらす意味は、セクハラ・人権侵害に関する今日の意識水準からみて、問題であると、私たち人権委員会・調査委員会は考えます。

調査対象であるセクシャル・ハラスメントとは別件ではありますが、人権委員会・調査委員会としては無視することはできない問題であると認識しましたので、ご注意申し上げます。